

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記中 1 のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格及び令和 8 年度から 10 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札物品に係る販売事業登録を取得しており、過去 5 年間に於いて国及び地方公共団体等と種類を同じくする契約を締結した実績を有し、適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 別記 4 に掲げる提出期限の日から入札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 中予地方局管内に本店、支店又は営業所等を有し、納入等誠実・円滑に実施できるものであること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書（案）、会計規則及び契約に関して発注者が別に定めるものを熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、疑義がある場合は、別記 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、これらについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、発注者があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 物品名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所は別記 2 のとおり。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を、持参により提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (7) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

- (8) 入札書は、封入の上、提出すること。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を令和8年3月4日（水）午後4時45分までに提出しなければならない。
- (12) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (13) 入札金額は、納入に要する一切の諸経費を含めて見積るものとする。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業所であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札公告等により入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を提出した者に係る資格審査が入札日時までに終了しないときは、当該者は入札に参加することができない。
- (16) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が、開札に立会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (17) 入札を行う会場（以下「入札会場」という。）には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び3(16)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (20) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (21) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (22) 予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として、見積に移行するものとする。
- (23) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合せには参加できないものとし、再度の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、見積合せには参加できないものとする。

4 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申立てができないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 物品名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 物品等の名称に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札者の見積もる金額に予定数量を乗じた額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (11) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書
- (12) その他会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約書の作成

- (1) 契約の相手方と決定したものと各校が個別に単価契約を締結する。
- (2) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (3) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札参加資格申請書提出期限までに電子メール（matsd-ad@esnet.ed.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者と契約の相手方と決定した者が契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電

子署名) しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 契約保証金

愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

9 契約条項

別添契約書(案)のとおり。

10 入札参加者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた物品等に係る技術仕様等について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、学校長が必要と認めた場合、納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明しなければならない。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 089-912-2156

12 その他必要な事項

- (1) 契約に係る担当者の所属する部署の名称及び所在地は、別記3のとおり。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人が、本件契約に関して要した費用については、全て当該入札参加者又はその代理人が負担するものとする。

別記

1 入札に付する事項

- (1) 件名
松山市内城北2 県立学校へのプロパンガスの売買単価
- (2) 調達物品名および数量
プロパンガス(い号)
予定数量 約 5,900 m³
(松山聾学校約: 900 m³ 松山城北特別支援学校: 約 5000 m³)
- (3) 納入方法
契約期間中はガス切れのないよう随時ガスボンベの交換を行うこと。
ボンベ等の設置及び撤去費等は、業者負担とする。
- (4) 納入場所
ア 松山聾学校
本館、寄宿舎(R8.9月より新築寄宿舎)、シャワー室、理科室、北教棟
イ 松山城北特別支援学校
食堂棟、農場棟、農場棟 GHP 用
- (5) 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (6) 入札方法
入札金額は1 m³あたりの単価で行う。納入に要する費用は、すべて含めて入札金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) その他

- ア 予定数量は見込み数量であり、契約締結後に使用数量が当該数量を下回った場合も、単価の変更を求める理由とはできないものとする。
- イ 松山聾学校の寄宿舎は令和8年9月より新築される寄宿舎を利用することとなり、既存の寄宿舎は解体予定である。
- ウ 松山城北特別支援学校は令和8年4月開校。

2 入札及び開札の日時場所

- (1) 日時 令和8年3月12日(木)午後2:00
- (2) 場所 愛媛県立松山聾学校 本館2階 会議室

3 入札等の照会先

担当部署：愛媛県立松山聾学校事務室
住所：〒799-2655 愛媛県松山市馬木町2325番地
電話：089-979-2211

4 入札関係書類について

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 販売事業登録の取得を証する書面(写)
 - ウ 入札(契約)保証金免除申請書(希望する場合のみ提出)
- (2) 提出先及び提出期限等
 - ア 提出先及び提出方法
3に掲げる場所へ持参又は郵送(期限必着)
 - イ 提出期限 令和8年3月4日(水)午後4時45分まで
 - ウ 受付時間
持参する場合、休日を除く日の、午前8時15分から午後4時45分まで(午後0時15分から午後1時までの間を除く。)とする。
- (3) 入札参加の可否の通知
提出された入札参加資格確認書類の内容を確認し、参加不許可の場合のみ、令和8年3月11日(水)までに通知する。

5 その他の事項

- (1) 本入札についての質問
 - ア 本入札についての質問は、質問事項を記載した書面により提出することができる。
 - イ 本入札についての質問を提出する場合は、令和8年3月4日(水)午後4時45分までに3に記載する照会先へ提出すること。